

教育基本法改悪法案は廃案しかない！——国会会期末にあたっての訴え——

「近所のみなさん、日本共産党です。」

十二月十五日の国会会期末を目前にして、自民党と公明党が、教育基本法改悪法案の採決を強行しようとしています。子どもと、日本の未来にかかわる重要問題です。採決を強行することは、絶対に許されません。今日は、みなさんに、このことをお訴えして、子どもを守り、教育をよくしていくにはどうしたらよいのかを、ごいっしょに考えたいと思います。しばらくのご協力を、よろしくお願いいたします。

みなさん。

教育基本法は、教育の憲法、教育の根本法です。それを変えようというのでしたら、国民が納得のいく説明が必要です。ところが、自民・公明の政府・文科科学省は、まだに何一つまともな説明をしていません。それどころか、政府が、「国民の理解を得ている」根拠とした、タウンミーティングにいたっては、「やらせ」と「さくら」だったことが明らかになりました。あらかじめ質問者も質問項目も決めておいて、五千円の謝礼金まで払って行われていた、タウンミーティングを根拠にするなど、もつてのほかです。改悪の根拠が崩れたといってもよいのではないのでしょうか。

みなさん。

日本共産党は、教育基本法改悪法案のどこが問題なのか、何よりも子どもの立場、国民の立場に立つて、追及してきました。

子どもたちの内心の自由をふみにじって、「愛国心」を法律で強制したり、国家が教育内容に無制限に介入する道を開いて、教育の自由と自主性を奪うのは、**日本国憲法の、人権と民主主義の原則に反すること**です。

改悪法案が変えようとしている、教育基本法第十条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と、いつています。これは、戦争教育を進めてきた、戦前の教育を反省してつくられたものです。**教育基本法のいわば「命」**です。だからこそ、学力テストについての**最高裁判所判決も、「教育内容に対する国家的介入はできるだけ抑制的であればならぬ」と、述べているのではない**のでしょうか。政府・文科省は、この条項を変えるに当たって、**説明不能の状態**におちいつています。

そもそも、みなさん。

教育基本法改悪法案は、「いじめ」や「いじめ」を苦にした自殺など、教育現場がかかえる深刻な悩みを解決するために**つくられたもの**ではありません。むしろ子どもと、教育現場に、いっそうの**困難**をもたらすことが危惧されています。

たとえば、文科省が真っ先にやろうとしているのは、全国いっせい学力テストです。

愛知県犬山市は、**このテストには参加しないという立場を明らかに**していますが、その教育委員が、参議院の特別委員会で、参考人として意見を述べました。全国いっせい学力テストは「学力向上のためではなく、子どもと学校を競争させる仕組みだ。教育がテストの点数に偏重し、子どもの学びと育ちをゆがめる」——こう言って、批判しました。

みなさん。

参議院段階でこのかん、全国六箇所地方公聴会が行われましたが、意見を述べた二十四人の方のうち、**十三人が、反対、ないし慎重審議を求めました**。今国会での成立を求めたのは、たった一人でした。どんな世論調査をやっても、今国会で急ぐことなく、慎重審議を求める世論が圧倒しています。

自民党と公明党が、**教育基本法改悪法案の採決を強行しよう**としているのは、まさに「不当な圧力」そのものではないでしょうか。

日本共産党は、廃案のために最後まで全力をつくす決意です。ご協力ありがとうございます。